

令和 7 年 4 月 4 日
経 済 産 業 省

安定供給確保計画の認定取消について

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 9 条の規定により認定した蓄電池の安定供給確保計画について、同法第 9 条第 4 項の規定に適合しないものとなったと認められることから、同法第 11 条第 2 項の規定に基づき、当該認定を取り消しましたので、取消の理由とともに別紙のとおり公表します。

以上

(別紙)

認定を取り消した安定供給確保計画

事業者名	代表者名	供給確保計画 認定番号	取消日	取消の理由
デンカ 株式会社	今井 俊夫	2 0 2 3 蓄電池 第 1 4 号— 1	令和 7 年 4 月 4 日	本計画において予定していた生産技術及び研究開発設備の導入がなされず、事業の継続が困難となったため

【認定供給確保計画の概要】

- 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目
導電助剤
- 特定重要物資等の安定供給確保に関する目標
取組の種類：生産技術の導入・開発・改良
- 取組において支援措置の対象とする取組の内容
取組の種類：生産技術の導入・開発・改良
- 取組を実施するために必要な資金の額：：約 67 億円（最大助成額：約 33 億円）
- 希望する支援措置
助成金交付